

# 長野県の森林CO<sub>2</sub>吸収評価認証懇談会開催要綱

平成20年（2008年）7月24日

平成23年（2011年）12月27日

## （開 催）

第1条 環境問題を契機として民間企業の社会貢献意欲が高まりを見せていることから、こうした動きを積極的に取り入れ、長野県「森林の里親促進事業」CO<sub>2</sub>吸収評価認証制度（以下、「認証制度」という。）による森林CO<sub>2</sub>吸収量の評価等及び認証制度の検討等を行い、もって間伐等を加速化し、地球温暖化防止対策に資する森林整備等を推進するため、長野県の森林CO<sub>2</sub>吸収評価認証懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

## （会議事項）

第2条 県は、下記の事項について懇談会において意見を聴く。

- (1) 認証制度による森林整備実施地のCO<sub>2</sub>吸収量の評価等について
- (2) 認証制度の検討等について
- (3) 地球温暖化防止対策のためのその他必要な事項について

## （構 成）

第3条 構成員は、学識経験者、林業関係代表、行政機関等のうちから県が依頼する。

## （座 長）

第4条 懇談会に座長を置く。

## （その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか懇談会に必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。